

平成29年 第8回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年 8月25日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

# 平成29年 第8回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

平成29年8月25日（金）午前10時  
奥州市役所 講堂

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定について

出席委員（18名）

1 千葉 憲雄	2 小野寺 和明	3 北條 忠夫
4 松平 光典	5 菊池 勝治	6 星 洋子
7 高橋 貞信	8 佐藤 清喜	9 佐藤 順子
10 佐藤 永匡	11 菊池 靖樹	13 浅倉 茂
14 伊藤 周治	15 及川 良孝	16 菅原 賢一
17 高橋 公一郎	18 倉成 義昭	19 佐藤 豊

欠席委員（0名）

事務局職員

事務局長	千葉 昌
事務局長補佐	小岩 敬一
農地係 係長	高橋 学
農地係 上席主任	保志 栄美
農地係 主任	柳川 明久
農地係 主事	宍戸 春佳
江刺分室 上席主任	後藤 幸枝
前沢分室 主任	菅原 正美
胆沢分室 主査	佐々木治彦
衣川分室 主任	高橋 利之

平成29年 第8回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 10時00分

議 長 ただいまより、平成29年第8回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。  
欠席の届出委員はございません。よって、出席委員は定足数に達しております  
ので本日の会議は成立いたします。

委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するよ  
うお願いいたします。

農地部会以外の委員からの出席願いのあった、本議席番号39番、熊谷太一委員、  
本議席番号48番、阿部恒久委員について、出席を認めたことを報告いたします。

本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より  
指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、13番、浅倉茂委員、15番、及川良孝委員の2人  
を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告については、総会の報告と同内容となっておりますの  
で、省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、主要会務報告を省略いたします。

議 長 日程第4、議事に入ります。

議 長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といた  
します。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。

農地係長 議案書2ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は全部で12件でございます。

いずれも相続による所有権の移転で、番号9を除き、委員会へのあつ旋希望はございませんでした。

以上12件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書5ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は3件でございます。

番号1は、転用するため解約するもので、議案第3号番号1に関連がございます。番号2及び番号3は、売り渡すため解約するもので、議案第2号番号17に関連がございます。

以上3件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったの

で可否の決定を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が3件、使用貸借権の設定が6件の計9件です。

番号1は、相手方の要望による売買です。総額1,000,000円です。番号2は、規模拡大による売買です。総額340,000円です。番号3は、夫婦間の生前部分贈与です。番号4は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号5から番号9は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を新規設定するものです。

以上9件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願ひします。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議 長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 保志上席主任。

上席主任 議案書8ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が16件、所有権の移転が4件の計20件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号12は、農地中間管理事業による賃貸借権の新規設定です。番号13及び番号14は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号15は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号16は、農地中間管理機構が行う特例事業による使用貸借権の新規設定です。

続きまして所有権の移転です。番号17は、個人間の売買です。番号18及び番号19は、個人間の贈与です。番号20は、農地中間管理機構が行う特例事業による売

買です。

以上20件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたが、本議案につきましては議席番号5番、菊池勝治委員が番号16に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により番号16を除き質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 7番、高橋委員。

7番委員 7番、高橋です。確認したいんですが、3番と5番、反当当たりの値段と面積計算してもこういう金額にならないような気がするんだけどなぜですか。

(「議長」の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 ただ今の質問にお答えいたします。対象の農地の一部が圃場整備の区域に関係しておりまして、従前地と換地後の面積でちょっと差が生まれる関係でこのような表示になっております。

(「了解」の声あり)

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、番号16を除き原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、番号16を除き原案のとおり決定されました。

議長 次に番号16に係る農用利用集積計画の決定についてを審議いたします。当案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により5番委員の退席をお願いいたします。

(10時13分 退席)

議長 番号16の質疑に入ります。

質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案の番号16については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号の番号16については、原案のとおり決定されました。

5番委員の退席を解除いたします。

(10時14分 着席)

議長 暫時休憩いたします。

(10時14分 休憩)

(10時15分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書13ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は3件でございます。

番号1は、貸駐車場を整備するものです。駐車場75㎡、転回スペース等96㎡を整備するものでございます。番号2は、宅地進入道路を拡幅整備するものでございます。宅地進入道路20㎡を整備するものでございます。番号3は、居宅等を建築整備するものです。居宅1棟162.71㎡、駐車スペース4台分73.75㎡、浄化槽1基7.79㎡、通路・法面等342.17㎡、植込み70.71㎡を整備するものでございます。

以上、3件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。

議案第3号の補足説明を行います。

番号1は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断い



たしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない小団地の農地であること。近隣事業所が事業の拡大に伴い駐車場が不足していることから、転用事業者がその事業所の近隣にある自己所有農地に貸駐車場として整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定する、既存の施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであること。道幅が狭く高低差のある地形のため車での通行に不便と危険を来していることから、隣接する宅地に進入するための通行路を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。現在居住している居宅からの移転が余儀なくされたため、現在地の近隣にある自己所有地に自己住宅を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1について、18番、倉成義昭委員お願いいたします。

18番委員 現地確認の内容を報告いたします。8月9日、小野鮮悦委員と私と事務局職員2人の4名で現地確認を行いました。場所は、奥州市役所から北東に約1.5km、ジャンボマツヤから北に約200mの所の国道4号線沿いで、周辺は住宅及び企業が多く進出しているところでございまして、農業が厳しい状況のところになります。申請地は地目は田ですが何年と作付けされたような形跡はなく、管理はされていたようですが、実際に現地を見たときには草が伸びていた状況でございました。東は国道、西は住宅、南は市道、北は住宅となっております、事前着工もなく、転用によって付近の農地または農作物に対する被害等は特段ないというふうに判断してまいりました。以上です。

議長 次に番号2について、2番、小野寺和明委員お願いいたします。

2番委員 番号2は、8月10日に私と鈴木哲也委員、事務局職員2人の4人で現地を確認してまいりました。番号2の申請地は、前沢総合支所から南東に約3.4km、東稲用水機場から北に約420mに位置しており、申請地の周辺地目は東は赤線の道で、西は畑、南は田、北は宅地となっていました。地目、現況とも畑で、宅地進入道路を拡張するもので、事前着工も無く、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 次に番号3について、4番、松平光典委員お願いいたします。

4番委員 番号3について報告いたします。8月10日、高橋善行委員と事務局職員2人と私の4人で現地を確認してまいりました。現地は、胆沢総合支所から北に約3.7km、南都田小学校から北西に約2.2kmに位置しております。申請地の周辺地目は、東は田、西は県道、南は宅地と田、北は雑種地となっております。宅地等を建築整備するもので、事前着工も無く、周りの農地に与える影響も無く、許可相当と判断してまいりました。以上報告いたします。

議長 議案第3号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書14ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は8件でございます。

番号1及び番号2は、関連案件です。売買により宅地分譲4区画1,018㎡を整備するものでございます。番号3は、使用貸借により共同住宅を整備するものです。共同住宅2棟352.06㎡、物置等21.69㎡、駐車場25台分312.5㎡、転回所・通路等940.36㎡、法面・排水路388㎡を整備するものでございます。番号4は、売買により保育園の園庭を拡張整備するものです。園庭等1,013㎡、菜園・植栽スペース315㎡、東屋1棟21㎡、物置1棟6㎡、法面等58㎡を整備するものでございます。番号5は、使用貸借により居宅等を建築整備するものです。居宅1棟86.6㎡、駐車場4台分60㎡、通路・転回スペース213.4㎡、庭100㎡を整備するも

のでございます。番号6は、売買により会社事務所等を整備するものです。事務所1棟87.77㎡、物置5棟85.06㎡、駐車場25台分342㎡、資材置場66.24㎡、転回所・通路830.68㎡を整備するものでございます。番号7は、賃貸借により農道1263号線橋梁修繕工事に伴う仮設現場事務所及び資材置場等を整備するもので、許可日から平成29年12月28日までの一時転用です。仮設事務所1棟11㎡、仮設トイレ1棟1.5㎡、資材置場108㎡を整備するものでございます。番号8は、贈与により農機具置場及びカーポート等を整備するものです。農機具置場1棟59.62㎡、カーポート2連73.66㎡、宅道125㎡を整備するものでございます。

以上、8件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。

議案第4号の補足説明を行います。

番号1及び番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲4区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。賃貸収入を得て生活の安定を図るため共同住宅2棟を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。なお、この土地ですが、現地確認の際、現地に盛土がされているということが判明をいたしました。この件について転用事業者から顛末書を徴して今回提案をしたということであります。番号4は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断をいたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地内でない小団地の農地であること。保育需要が多いことから入所児童が定員を大幅に超過するほど増加し、園庭を含む敷地が手狭となっているため、現在の隣接地に園庭を拡張整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号5は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。母屋が手狭となったため、親子間の使用貸借により現在の隣接地に自己住宅を建築整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実

性は問題ないものとして提案するものでございます。番号6は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡大に伴い現在の敷地では手狭となったことから、新たに事務所及び駐車場等を整備しようとするもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号7は、農業振興地域の農用地区域内であることから農用地と判断いたしました。農用地は原則不許可ですが、農地法施行令第11条第1項第1号イに規定する、農地の一時転用であること。農道1263号線橋梁修繕工事に伴い仮設現場事務所及び資材置場等を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号8は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第35条第5号に規定する、既存の施設の拡張で、既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものであること。退職を機に実家に戻り農業を承継するため居宅の増築を行ったことから農機具や自家用車の駐車スペースがなくなったこと。また、現在の宅地進入道路が狭く、特に冬季間の出入り等に危険があることから、現在の隣接地に農機具置場及びカーポート並びに宅地進入道路を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号4について、18番、倉成義昭委員お願いいたします。

18番委員 番号1から4までの現地確認の内容を報告いたします。8月9日、小野鮮悦委員と私と事務局職員2人の4名で現地確認を行いました。番号1及び番号2は関連でございますので一緒に説明させていただきますが、場所は、水沢公園の西側、水沢税務署の裏側になります。地目は田でありますけれども何年と作付けがされてないようで草が伸びておりましたが定期的に管理はされていたようでございます。東側は市道、西も市道、南も市道、北が住宅ということで、住宅地の中にあり農業は難しく、また環境面を考えますと宅地整備も仕方ないのかなと思ってきました。事前着工もなく、付近の農地または農作物に対する問題もないと判断してまいりました。番号3でございますが、場所は県道衣川水沢線に接していて、奥州市役所から南に約2km、水沢南小学校から南西に570m位のところにあるわけでございます。申請地は東側が県道、西が住宅、南は用悪水路、北は用悪水路ということで、地目は田、現況は畑で、土がかなり盛られていて、草がかなり伸びており管理はちょっとされてない状況に見えました。農地として維持が困難になってたということで、業者には草刈りを依頼していたということもあるようでございますが、今年の5月に農振除外の見直しがあったというふうなことで、そこに共同住宅を建設したいということでございました。土盛りがかなりされてお

りましたので、非常に気になりましたが、先ほど報告がありましたように顛末書が提出されたということもあるようでございます。西側が住宅地になっておりますので、周辺の方々に迷惑がかからなく環境も良くなるのかなというふうに思いました。事前着工も無く、転用によって周辺の農地及び農作物への影響はないというふうに判断してまいりました。番号4ですが、奥州市役所から西に800m位、水沢小学校から約300m位のところにあります。申請地の地目は田で、保育園の隣接地に当たり、今年の5月に農振除外がされたところで、保育園の園庭を拡張整備し野菜や果物作りで食育教育に力を入れていきたいというようなこととございます。周辺は、東は住宅、西も住宅、南は用悪水路、北側が住宅となっておりまして、事前着工もなく、転用によって特段周辺の農地及び水路等への影響はないというふうに判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号5から番号7について、15番、及川良孝委員お願いいたします。

15番委員 番号5から7までの現地確認報告をいたします。調査員は、菊池雅委員、事務局職員2人と私と4名でございます。番号5は、県道水沢線の愛宕駐在所から東に500m位、江刺総合支所からは南西に2.2kmという場所でございます。隣接地は、東が田、西が畑、南が畑、北が宅地ということで、周りに及ぼす影響はないというふうに判断をいたしました。事前着工も無く、許可相当と判断をいたしました。番号6でございますが、場所は国道456号、藤原の郷の南側の入口から50m位の場所でございます。隣接地は、東が用悪水路、西が国道、南が宅地、北が田ということで、周りに影響を及ぼすことはないというふうに判断をいたしました。事前着工も無く、許可相当と判断をいたしました。番号7ですが、場所は江刺総合支所から東に11km、伊手地区センターから北に1.8km位の場所でございますが、周りは、東が用悪水路、西も用悪水路、南も用悪水路、北が田ということでございまして、これは先ほど説明ありましたように一時転用でございますので、他に及ぼす影響はないと同時に事前着工もされておりませんでしたので、許可相当というふうに判断をいたしました。以上でございます。

議長 次に、番号8について、2番、小野寺和明委員お願いいたします。

2番委員 番号8は8月10日、私と鈴木哲也委員、事務局職員2人の4人で現地を確認してまいりました。申請地は前沢総合支所から北に約4.6km、古城地区センターから北西に約1.7kmに位置しており、申請地の周辺地目は、東は用悪水路、西は畑、南は市道、北は宅地となっていました。地目、現況とも田で、農機具格納庫及びカーポート並びに宅地進入道路を整備するもので、事前着工もなく、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 柳川主任。

主任 議案書16ページをご覧ください。

議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は計5件です。

番号1は、平成3年頃に岩手県しいたけ生産事業協同組合の工場用地として利用されて以来、雑種地として利用しているもので、現地は雑種地383㎡となっております。番号2は、平成3年以前に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地604.44㎡となっております。番号1及び番号2については、8月9日に倉成義昭委員、小野鮮悦委員が現地確認を行っています。番号3は、耕作不便地であることから昭和45年頃から不耕作状態になり、その後山林化したもので、現地は山林2,045㎡となっております。番号4は、平成9年7月頃に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地240㎡となっております。番号3及び番号4については、8月9日に及川良孝委員、菊池雅委員が現地確認を行っています。番号5は、昭和63年頃に車庫等を、平成7年以前に庭を整備して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地825㎡となっております。番号5については、8月10日に松平光典委員、高橋善行委員が現地確認を行っています。

以上5件でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1及び番号2について、18番、倉成義昭委員お願いいたします。

18番委員 番号1、2について現地確認の報告をいたします。8月9日、小野鮮悦委員、私と事務局職員2人の4名で現地確認を行いました。番号1は、奥州市役所から南東に約3.6km、ホームセンターから南東に300m位のところでございます。平成

3年頃に岩手県しいたけ生産事業協同組合工場用地として利用されて以来、雑種地として利用していたが、この敷地だけが申請漏れで許可がされていなかったということで、地目は畑で草が伸び放題。しいたけ工場は廃業しておりまして、現在は舗装しているところ以外は草が伸び、見られないような状況になっております。周辺は東は公衆用道路、西は畑、南側も畑、北側は畑で、農地に戻すことは難しく、適用外もやむを得ないものと判断してまいりました。番号2でございますが、場所は、奥州市役所から北に約3.3km、佐倉河地区センターから北東に1.2km位のところにあります。地目が畑、一部田で、平成3年以前に居宅を建設し宅地として利用していたということで、申請地の東側は畑、西は田、南は市道、北は畑ということで、居宅の周りはブロック塀で囲んでいて一部は舗装され農地に戻すことは難しく、適用外もやむを得ないものと判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号3及び番号4について、15番、及川良孝委員お願いいたします。  
15番委員 番号3、4の現地確認報告をさせていただきます。8月9日、菊池雅委員、事務局職員2人、私の4名で現地確認してまいりました。番号3の場所は、江刺総合支所から北に6.2km、稲瀬地区センターから北東に3.8kmというところでございます。申請地はいずれも田もしくは畑でございますが、ほとんど山林化しておりまして、特に昭和61年から祖父が亡くなって以来ほとんど手が付けられておりませんので、周りはほとんど原野ですがほぼ山林化しているということで、やむなしという判断をしてまいりました。番号4ですが、申請地は江刺総合支所から南東に約1.6km、江刺総合コミュニティーセンター、ヒロノ福祉パークから約140mほど南に行ったところで、ちょうどJA江刺本所の川向いという場所になっております。周りは、東が宅地及び畑、西が雑種地、南が雑種地、北が宅地ということで、平場なわりにはちょっと手がかけられていない場所でございます。過去に住宅火災があって手つかずの状態、やむを得ないものというふうに判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号5について、4番、松平光典委員お願いいたします。  
4番委員 番号5について報告いたします。8月10日、高橋善行委員と事務局職員2人と私の4人で現地を確認してまいりました。現地は、胆沢総合支所から南西に約1.9km、小山西幼稚園から北に約550mに位置しております。申請地の周辺地目は、東は宅地と畑、西は宅地、南は田と宅地、北は宅地と雑種地となっております。申請地の状況ですが、空家でしたので手入れもされておらず庭も荒れ放題でしたし、居宅の東側から裏手にかけまして車庫、農機具倉庫が2棟建てられておりました。宅地として利用していたということでしたので農地への復元は困難であり、証明願やむなしと判断してまいりました。以上報告いたします。

議長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

- 議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。
- 議 長 議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定についてを議題といたします。  
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。  
（「議長」の声あり）
- 議 長 高橋農地係長。  
農地係長 議案書17ページをご覧ください。  
議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否決定について。次のとおり、利用状況調査及び荒廃農地調査により再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判断された農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない土地であることの可否の決定を求める。平成29年8月25日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。  
今回非農地判断を行おうとする農地につきましては議案書の18ページから21ページの表に記載のとおりであります。昨年度までの荒廃農地調査でB分類に認定をされておりました194件、523筆、53.1haの農地のうち、本人への利用意向調査及び土地改良区等の関係機関への意見聴取等を行い準備が整った68件、183筆、19.4haの荒廃農地についてすでに農地ではなくなっているという判断をしていたたくもでございます。なお、委員の皆様には1月に行った農地パトロール検討会の中でそれぞれの地域自治区分の農地について確認をいただき、非農地とすることはやぶさかではないとご判断をいただいているところでございます。なお、農地法の運用についてにおいて利用状況調査の結果、再生利用が困難とされた農地について農業委員会では早急に農地に該当しない旨判断を行うよう手続きが定められたことから今回お諮りをするもので、今後も準備の整ったものから議案として判断をお願いするものでございます。  
説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 暫時休憩いたします。  
（10時55分 休憩）  
（11時29分 再開）
- 議 長 再開いたします。  
議案第6号について、提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。



- 議 長 （「なし」の声あり）  
なしと認め、質疑を終結いたします。  
意見、討論ありませんか。
- 議 長 （「なし」の声あり）  
なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。  
本案につきましては、原案のとおり可と決定することにご異議ございませんか。
- 議 長 （「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可と決定されました。
- 議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 11時30分